

「江戸川区スマホ及び携帯電話不所持世帯スマホ購入助成金交付事業」に係る
協力店舗募集要項

1 交付事業の目的

スマートフォンや携帯電話（以下、「スマホ等」という。）を所持していない世帯の区民にスマートフォン（以下、「スマホ」という。）を持ってもらうことで、世帯間のデジタル格差の解消を図るとともに、コロナ禍における新たな生活様式の実現を促進するため、区がスマホ購入費の一部を助成するものです。

2 募集の目的

本事業の趣旨に賛同する携帯電話販売店舗と本区が連携して、本事業の効果的かつ円滑な実施体制を構築することを目的として、協力店舗を募集するものです。

3 交付事業の概要

(1) 交付事業の名称

江戸川区スマホ及び携帯電話不所持世帯スマホ購入助成金交付事業

(2) 対象者

下記の条件をすべて満たした方

- ① 令和5年3月31日において満18歳以上の方（平成17年4月1日以前に生まれた方）
- ② 区民（江戸川区に住民票がある方）※住民票上の世帯となります。
- ③ 事業期間内（R5.6.1～R6.2.29）にスマホ等不所持世帯（※）の方で初めてスマホの購入及び回線契約をされた方
※住民票上の同一世帯で全ての世帯員がスマホ等を持っていないこと
1世帯当たり1名1回のみ本事業を利用可能
※対象要件の改正を検討中であり、詳細は下記連絡先までお問合せください。
- ④ 非営利目的でかつ自身で使用される方
- ⑤ 区が指定する店舗（以下「協力店舗」という。）でスマホを購入した方
- ⑥ 購入した店舗でスマホ教室等を受講した方
- ⑦ 購入したスマホに江戸川区が指定するアプリをインストールした方

(3) 補助金額

下記対象費用の合計額のうち1万円を上限として補助

<対象経費> ※消費税は補助対象となりません。

- ① スマートフォン本体（※）購入費（本体と同時に購入する充電器購入費含む）
※電気通信事業報告規則第1条第2項第22号に規定するスマートフォンのうち、NFC（近距離通信機能）認証機能を搭載したもの、かつGooglePlayストア・Appstoreが利用できる端末に限ります。
- ② 事務手数料
- ③ アカウント設定費
※区指定のアプリをアプリストアからDLする前提条件として、アカウント

設定が必要なことから、アカウント設定費も補助対象とします。

<対象条件>

- ① 本体のみの購入は対象外とし、必ず本体購入と通信契約をセットで行うものとします。
- ② 充電器の購入は、スマホ購入日（同日）に付随するものに限ります。
- ③ キャンペーンなどがある場合には、店頭割引やクーポン等の適用後の価格を基準とします。区からの補助分を予め上乗せするなどの価格操作は行わないでください。
- ④ 分割払いも対象とします。

(4) 事業期間

スマホ購入期間：令和5年6月1日～令和6年2月29日

助成金申請期間：令和5年6月1日～令和6年3月31日

※予算の上限に達し次第、終了の可能性あります。

<事業全体スケジュール>

| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| 購入期間 | | | ▶ | | | | | | | | | |
| 申請期間 | | | ▶ | | | | | | | | | |

※購入後、教室の受講等を経て申請が可能となるため、購入期限と申請期限に1か月間の間隔を設けています。

4 応募できる店舗

以下の要件全てに該当すること。

- (1) スマホ本体を区内の実店舗（キャリア認定ショップに限る。）で販売していること。

※江戸川区内だけでなく、江戸川区民が多数利用している周辺店舗も含まれます。

※協力店舗が商業施設等で臨時開設する仮店舗での販売も可とします。

- (2) 回線契約事務を行っていること。
- (3) 定期的にスマホの基本操作に関する教室を開催している、またはこれに準ずる個別相談を対象者の費用負担なく実施していること。
- (4) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

5 協力店舗としての協力事項

- (1) 本事業の広報に関すること

- ① 本区が広報を行うにあたって必要となる店舗情報等を提供すること。
- ② 協力店舗において、本事業の広報に努めること。

(2) スマホ購入に関すること

- ① 対象者が本事業を活用する旨の意思表示があった場合、協力店舗が用意する端末を用いて、対象者が本事業利用に関する確認フォーム（区が用意するウェブフォーム）へ入力・申込みを行う支援を行うこと。
- ② 対象者とスマートフォン売買契約を締結するにあたり、対象者の本人確認を行うこと。なお、提示を求める本人確認書類については、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通話役務の不正な利用の防止に関する法律」に基づき、携帯電話事業者が指定したものとします。

(3) スマホの利用支援に関すること

- ① スマホの基本的操作について学習できる機会（スマホ教室等）を対象者へ提供すること。
- ② 対象者が購入したスマホへ区が指定する「江戸川区防災アプリ」をインストールする支援を行うこと。また、アプリインストールの前提となるGoogleアカウントやApple ID等のアカウント登録についても支援すること。
- ③ 本事業期間終了後も、対象者からスマホの利用について問い合わせ等がある場合には、誠実に対応しアフターサービスを適切に行うこと。

(4) 助成申請の支援に関すること

- ① 対象者が教室等の受講終了後、助成申請フォーム（区が用意するウェブフォーム）から申請を行うにあたって入力の支援を行うこと。また申請に必要な書類等の案内を適切に行い、対象者が円滑に申請を行えるようにすること。

(5) 不正防止に関すること

- ① 本事業が不正に利用されないよう可能な限りの対策を講じること。

6 覚書の締結

協力店舗と区で本事業の協力に関する覚書を締結するものとします。

7 協力いただく期間

覚書の締結日から令和6年3月31日までとします。ただし、対象者へのアフターサービスについては、この限りではありません。

8 費用負担

本事業における「5 協力店舗としての協力事項」に係る費用は、協力店舗の負担とします。

9 応募方法

下記フォームより必要事項を入力し、応募ください。

[応募フォーム](#)

10 応募期間

令和5年10月20日（金）から令和5年10月31日（火）午後5時まで

11 応募に関する質疑について

応募内容に関して質疑がある場合、令和5年10月25日（水）の午後5時までに下記フォームよりお問い合わせください。受け付けた質疑については、10月27日（金）午後3時頃を目安に応募者全員に回答をお送りいたします。

[問い合わせフォーム](#)

12 担当部署

江戸川区 DX 推進課デジタル戦略係

電話：03-5662-0326

受付時間：午前8時30分～午後5時まで（祝日・休日・年末年始を除く）